

広島県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十六年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
福島 康展	大竹市新町一丁目五―一	ふくしま鍼灸接骨院	大竹市新町一丁目五―一	柔道整復	平成二五年一〇月一日
山岡 克巳	江田島市大柿町柿浦一三八〇	江田島整骨院	江田島市大柿町柿浦一三八〇	柔道整復	平成二六年三月一日
藤東 悠也	広島市西区中広町二丁目二〇―六―四〇七	はびねす鍼灸整骨院	安芸郡海田町窪町四―五七計努ビル	柔道整復	平成二六年四月一日
本田 晋也	東広島市高屋町高屋堀二二五〇―一〇四	はびねす鍼灸整骨院	安芸郡海田町窪町四―五七計努ビル	柔道整復	平成二六年四月一日
田中 満雄	東広島市三永二丁目一九―一三	たなか鍼灸治療院	東広島市三永二丁目一九―一三	あん摩マッサージ	平成二六年一月三一日
澤田 瑛慈	広島市安佐南区上安五―三―一―二〇六	はびねす鍼灸整骨院	安芸郡海田町窪町四―五七計努ビル	はり・きゅう	平成二六年四月一日
藤山 佳憲	廿日市市串戸二丁目一七―三七	ふじやま鍼灸接骨院	廿日市市串戸二丁目三丁目一二―三	はり・きゅう	平成二六年四月三日